



農業改革の3本柱

① 農業委員会等の見直し

- 農業委員の選挙・選任方法の見直し
- 農地利用最適化推進委員の新設
- 農業委員会の事務局の強化
- 都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し



② 農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

- 役員要件・構成員要件の見直し
- 事業拡大への対応



③ 農業協同組合の見直し

- 中央会制度から新たな制度への移行
- 全農等の事業・組織の見直し
- 単協の活性化・健全化の推進
- 理事会の見直し
- 組織形態の弾力化



改革の効果

3点セットの改革により、競争力のある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現する



農業委員会等の見直し

【現状】

農業委員会の構成

選挙委員

○農業者の中から選挙で選出。

選任委員

○農業団体推薦、議会推薦を受けた者を、市町村長が選任。

【見直し後】

農業委員会の構成

選任委員

- 議会の同意を得て市町村長が選任。
- 過半は認定農業者。利害関係がなく公正に判断できる者を必ず入れる。
- 女性・青年農業委員を積極的に登用する。

農地利用最適化推進委員(仮称) ※新設

○農業委員会が選任。

<役割>

農業委員会の指揮の下、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化や担い手の育成・発展の支援を推進

耕作放棄地の現状

- 平成22年の耕作放棄地面積は、昭和50年に比べ3倍に増加。
- 平成22年での耕作放棄地のうち土地持ち非農家所有の割合は46%。

